

衆議院会議 第百五十六回国会

武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録 第九号

平成十五年五月十三日(火曜日)

午後二時三分開議

出席委員

委員長 鳩山 邦夫君

理事 木村 太郎君 理事 久間 章生君  
中谷 元君 理事 浜田 靖一君  
前原 誠司君 理事 渡辺 周君  
田端 正広君 理事 工藤堅太郎君  
浅野 勝人君 荒巻 隆三君  
石田 真敏君 岩屋 敏君  
白井日出男君 奥山 茂彦君  
金子 一義君 眞理子 吉田 道子  
谷本 龍哉君 中本 太衛君  
中山 正暉君 林 省之介君  
萩山 教嚴君 森岡 正宏君  
原田 義昭君 山本 明彦君  
吉川 貴盛君 吉野 正芳君  
伊藤 英成君 大島 敦君  
大谷 信盛君 川端 達夫君  
桑原 豊君 首藤 信彦君  
首藤 信彦君 末松 義規君  
大谷 信隆君 末松 義規君  
上田 孝弘君 末松 義規君  
横路 孝弘君 末松 義規君  
柄高 刚君 一宏君 平岡 秀夫君  
木島日出夫君 赤嶺 政賢君  
今川 正美君 重野 安正君 宇田川 芳雄君  
井上 喜一君

(内閣官房長官)

(防衛大臣)

(内閣法制局長官)

(外務大臣政務官)

(政府特別補佐人)

(内閣参事官)

(内閣官房内閣審議官)

(政府参考人)

(外務省条約局長)

(衆議院調査局武力攻撃事態

室長)

(外務省総合外交政策局国際社会協力部長)

(政府参考人)

(外務省条約局長)

(衆議院調査局武力攻撃事態

それからもう一つは、医療機関では日赤が入っているわけでございますが、他の国公立の病院などは指定される可能性があるのかどうか、あるいは土木建設の関係の企業はどうなのか。

今、私、輸送と医療機関と、それから土木建設ということでお尋ねしましたが、いや、指定の可能性はないよというものが、御指摘をいたしました。こういうふうに思います。

○福田国務大臣 武力攻撃事態対処法案におきましては、指定公共機関については、公共的機関として独立行政法人、日本銀行とか日本赤十字社とか日本放送協会を、また公益的な事業を営む法人として電気、ガス、輸送または通信を営む事業者を、こういうものを例示しておるわけでございました。

また、先日御説明しました国民の保護のための法制についての中では放送事業者、それから今言われている医療の日本赤十字社、御指摘ありませんけれども電気事業者、ガス事業者、日本銀行、運送事業者、電気通信事業者などにかかわります対処措置を指定公共機関の対処措置として想定しております。

これらの業種は、指定公共機関として想定される主なものでございまして、どのような事業者を指定公共機関とするかということにつきましては、今後の国民の保護のための法制の整備に当たりまして、個別具体的に検討をすることがあります。

○横路委員 そうすると、医療関係とか土木建設関係でも、今後指定される可能性はあるというよう理解してよろしくございます。

○福田国務大臣 そのとおりでございます。○横路委員 NHK並びに民間放送事業者についてお尋ねをしたいと思うんですけれども、指定公共機関に指定されるということは、これらの企業が、あるいは日本放送協会が、総理大臣の指示や実施権の対象になるということなわけでありまます、なぜ必要なのかということをお尋ねした

いと思いますが、日本民間放送連盟は五月の六日の日ですか、武力攻撃事態対処法による放送分野の中、国民の生命財産にかかる緊急情報を、

法的な規制によらずとも自主的な判断で、それはもう当然のこととして我々は報道する、これはも

う自分たちの使命なんだ、改めて義務づけられる必要はないんじやないか、こういう内容の申し入れがございます。全くそのとおりだと思うんですね。

この民間放送連盟のこの趣旨の申し入れについて、どのように官房長官はお考えでしょうか。

○福田国務大臣 民間放送事業者団体は、放送事業者を指定公共機関として指定することにつきまして、運用次第では憲法に保障する表現の自由と報道の自由を侵すことになりかねない、また、御指摘のように緊急情報を、法的規制によらずとも自主的判断で当然に速報するというような主張を表明しておるところでございます。

しかし、指定公共機関である放送事業者がみずから作成しました業務計画に基づいて放送方法等を自主的に定めた上で、警報等の緊急情報を放送するものでございまして、指定公共機関制度が放送の自律性を損なうというものではないと考えております。

また、武力攻撃事態において、政府の発表する緊急情報につきましては、民間放送事業者においても、多くの場合、その内容を踏まえて放送されるものと予測をされるものでありますけれども、国全体として万全の措置を講じられるようになります。

政府としては、こうしたことは予測にとどまるものだけでは不十分でございまして、国民に対しても法律上の制度として保障することが必要である、このように考えております。

○横路委員 そのとおりでございます。

○横路委員 な考え方について、今後も引き続き放送事業者に対する緊急情報の放送による伝達の対応をしておるところです。このように考えております。

こういったようなことにかかるることでございますが、このことについての速報ということは極めて大事である、このように考えておるところで、たまのような御意見を申し上げる次第でございます。

○横路委員 NHKも、例えば災害対策基本法において指定公共団体として指定されていますけれども、それはあくまでNHKの判断で、しかしながら、きちんと放送されているわけですね。ですから、民間放送事業者についても何の心配もないと私は思っています。そのことをちゃんとやりますよとみずから言つておるわけですね。そうすると、指定されたことによって、そのほか、指示権と実施権が出てきますから、そこを皆さん方は心配されないだらうございます。

それで、放送事業者に対する指示ということを考えますと、何かを放送してほしいこと、あるいは何かを放送してほしくないということも、これは指示の中身に入ってくるんでしようか。

○福田国務大臣 武力攻撃事態というような状況におきましても、表現の自由とかそれから国民の自由と権利、これはもう尊重されることは当然でございまして、報道の規制など報道の自由を制限する、そういうことは全く考えていないんです。

ただ、先ほど申しました、国民の安全というものを維持するために、本当に必要なものを速報してもいいたい、こういうことが趣旨でございますので、その趣旨を逸脱するようなことは、これはあってはならないことである、このように考えております。

○横路委員 そうすると、速報してほしいというのは、それはそれでわかりますよ、しかし、こういうのは放送してほしくないというのも指示の内容になつてくるんですか、それはならないんですか。

○横路委員 そのとおりでございます。

○横路委員 な考え方について、今後も引き続き放送事業者に対する緊急情報の放送による伝達の対応をしておるところです。このように考えております。

○横路委員 そのとおりでございます。

○横路委員 お尋ねをしたいと思うんですけれども、指定公共機関でございます放送事業者が実施する対処措置について、内閣総理大臣による是正のための指示とか、またみずからの対処措置の実施を行う、こういうことは想定をいたしておりません。要するに、内容にかかることではないということあります。

○横路委員 そうすると、何らかの放送が予定されている、それはやめてほしいということは指示の内容には入ってこないということあります。

○横路委員 ちょっとよくわからないんですが、では、例えば総理大臣の記者会見をそのまま全部放送してほしいというようなことは指示する可能 性というのはあるんですか。

○福田国務大臣 総理大臣の記者会見とおっしゃいましたけれども、これは通常行われていることがあります。ですから、そのこと自身は報道しても構わない。ただ、そのことを、それをしなければいけないとかいうことではないというように思います。また、そういうことが必要なとき、要するに、速報を必要とするような内容がその中に入っているというようなことについて、それは、その内容についての要請というか、そういうことをするということはあるかもしれませんけれども、要するに、速報を必要とするような内容がその中に含まれるときについては、またこれはこれで考えていいなければならないというようになります。

○横路委員 対策本部長としての会見をやられるかどうか、あるいは対策本部としてどなたか会見するという場合に、その内容を全部報道してほしいと指示することは、実は編集権にかかることになるわけですよね。ですから、そこはまさに報道の自由ということとかかわってくる問題なわけです。

○横路委員 ですから、この民放の放送事業者に対する指示権と実施権を持つということに伴う問題というの、非常に大きな問題がたくさん出てくると私は

思っています。ですから、民間放送連盟が申し入れているように、彼らの方は、もう自主的に、そういう事態に報道しない、緊急事態だとその中身を放送しないなんということはあり得ないということは、もうそのとおりだと思いますよ。ですから、そこに政府が関与していつて、そこで何らかの指示をし、実施されることになるということに伴って、非常に大きな問題が出てくる。

ですから、私は、これは外した方がいいんじやないかと思いますけれども、いかがですか。指定公共機関から民間放送事業者を外す、彼らは自主的にやるわけですから。自主的に、では、こういう事態になつた場合にどういう報道をしていくのかということは、今だつて、災害対策のときにどういう報道をするかということは、大きな地震の場合どうするかなんというのは、みんなそれぞれ内部的に持つていてるわけですね。それでやるようには体制ができるわけですから、外して全く問題は起きない、むしろ残すことによつていろいろな問題が出てくる、このように思います。

○福田国務大臣 私どもは、記者会見を想定して

いたのではなくて、速報が必要であるというよう

なことについて、その内容を放送してもらうとい

う、その速報性に着目をして今まで考えておつた

のであります。記者会見についての多様な問題が

あると思いますので、これは今後詰めていかなければいけないものもあると思います。

しかし、内閣総理大臣が、法的拘束力のない総

合調整の一環として放送事業者に対して放送の実

施を求めるということはあり得ますけれども、是

正の指示まで行うとかそういうことは考えていいな

い、こういうことでございまして、放送事業者の

公共性にかんがみて総合調整を行えば放送の実施

が確保される、こういうふうに考えているとい

ることでありますて、記者会見で、その内容が多岐

から、その点については、これからよく吟味をし

なければいけないこともありますかと思つております。

○横路委員 報道は、他のいかなる圧力にも屈し

ないで、いわばみずから判断で取材をして、そ

して分析をして、編集をして、報道するというの

が報道の自由のベースになつてゐるわけですね。

ですから、ここのことに関与するようなことがあれば、それはやはり報道に対する関与ということ

となるわけで、民間放送事業者の皆さん方が心

配しているのはまさにそこなんですね。そこが関

わるんだというよう思うんです。

そこはまさに民主主義国家の根幹でござります

から、報道の自由というのはそういうものだと。

変だということから、この申し入れになつてきて

いるんだというよう思つてます。

○横路委員 報道するということについて関与すること

は、これは報道の自由に対する侵害になるという

点はどうですか、官房長官。

○福田国務大臣 万が一必要な緊急情報の一

これは今答弁したとおりですけれども、実際問題

として、私どもがイメージしていることは、本當

にこれは国民の安全のために緊急に連絡をしなけ

ればいけない、知らせたいということについて、速報性を中心として、速報性というところに着目

して、民間業者にもそういうことをお願いすると

いうことでありまして、それに対して、それの内

容を変えるとかそういうことがあるという

ことであるならば、それはまたちょっと、そのと

きの政治が一体どうなつてゐるか、まさに委員が

御指摘にならねるような昔の体制がそのときにも

う既に存在してゐるというような状況の中で、そ

ういうような速報というものを利用した歪曲され

た報道がなされるということは、それはあり得る

ことです。

もし、これは、例えば民間放送事業者でもNH

Kでもいいわけですけれども、官房長官、よろし

いですか、指示をして従わなかつたときに、実施

し、実施させ得るという権限が、総理大臣の権限、

十五条でしたかの中にありますね。一体、例えば

日本放送協会の会長に指示をして、いや、嫌だよ

と断ることというのは余り考えられませんが、し

かし、何らかの理由で嫌だよと断つたときに、実

施させ得るというのは、これはどうやつて実施さ

せんでしょうか。

ですから、まず報道云々という以前に、そういう

十 分 気 を つ け て い か な け れ ば い け な い 。 こ れ は 、

我々の責任としてそういうことをしていかなけれ

思つています。ですから、民間放送連盟が申し入れているように、彼らの方は、もう自主的に、そういう事態に報道しない、緊急事態だとその中身を放送しないなんということはあり得ないと

います。

○横路委員 報道は、他のいかなる圧力にも屈し

ないで、いわばみずから判断で取材をして、そ

して分析をして、編集をして、報道するというの

が報道の自由のベースになつてゐるわけですね。

ですから、ここのことに関与するようなことがあれば、それはやはり報道に対する関与ということ

となるわけで、民間放送事業者の皆さん方が心

配しているのはまさにそこなんですね。そこが関

わるんだというよう思つてます。

○横路委員 され、昔の大本堂発表みたいなことを我々が

与されて、そのまま民主主義国家の根幹でござります

から、報道の自由というのはそういうものだと。

変だということから、この申し入れになつてきて

いるんだというよう思つてます。

○横路委員 そこはまさに民主主義国家の根幹でござります

から、報道の自由というのはそういうものだと。

変だということから、この申し入れになつてきて

いるんだというよう思つてます。

○横路委員 そのまま報道するということになつては大

きだということから、この申し入れになつてきて

いるんだというよう思つてます。

○横路委員 あれば、それはやはり報道に対する関与

となるわけで、民間放送事業者の皆さん方が心

配しているのはまさにそこなんですね。そこが関

わるんだというよう思つてます。

○横路委員 あくまでも、今ここにあります民主的な政治体

制というものが維持される限りそういうことは起

こり得ないし、そしてまた、そのために、そういう

状況の中で国民の安全というようなことが侵さ

れるようなことがあつたならば、これはいち早く

すべての国民に知らせなければいけない。そのと

きには、指定公共機関の速報性を十分に機能させ

ることができる民間放送にも協力ををお願いする、

こういう趣旨でございまして、その後の、例えば

評論とかその他のいろいろ見解があろうかと思いま

す、そのことについてお願いするとかいうよう

ことができる民間放送にも協力ををお願いする、

ことを考へておられるわけではございません。

○横路委員 これは、この規定にちょっと心配を感するわけ

です。

○横路委員 私ども今議論しているのは、軍事國

家や独裁国家じゃなくて、民主主義国家における

緊急事態にどう対応するかという話なわけです

ね。私は、この規定にちょっと心配を感じます

です。

○横路委員 一つは、マスメディア、民間放送事業者が総理

大臣の指示と実施権の中に入るということ。それ

から、そういう指示や実施権を、かなり幅広く民

間企業あるいは地方公共団体に対して行うことには

伴う問題があるんじゃないか、こういうことなん

です。

○横路委員 一つは、マスメディア、民間放送事業者が総理

大臣の指示と実施権の中に入るということ。それ

から、そういう指示や実施権を、かなり幅広く民

間企業あるいは地方公共団体に対して行うことには

伴う問題があるんじゃないか、こういうことなん

です。

○横路委員 しかし、これは、例えは民間放送事業者でもNH

Kでもいいわけですね。官房長官、よろしく

お手数ですが、指示をして従わなかつたときに、実施

し、実施させ得るという権限が、総理大臣の権限、

十五条でしたかの中にありますね。一体、例えば

日本放送協会の会長に指示をして、いや、嫌だよ

と断ることというのは余り考えられませんが、し

かし、何らかの理由で嫌だよと断つたときに、実

施させ得るというのは、これはどうやつて実施さ

せんでしょうか。

○横路委員 ですから、まず報道云々という以前に、そういう

十 分 気 を つ け て い か な け れ ば い け な い 。 こ れ は 、

我々の責任としてそういうことをしていかなけれ

ばいけないのでありますて、そういうような状況

の中で指定公共機関をつくつていただくとか、そ

ういうようなことをイメージしているわけですね。

○横路委員 あくまでも、今までのこの委員会の議論の中で、も

う一つ私が気になつてますのは、昨年七月三

日の議論で、本当に必要な場合には、報道

協定などについてお願いするということはあり得

るわけですといふ官房長官の御答弁が昨年ござい

ました。本当に必要な場合において、報道協定な

どについてお願いをすることはあり得るわけです

て、ほかにもいろいろな問題が出てまいります。

○横路委員 そこで、今までのこの委員会の議論の中で、も

う一つ私が気になつてますのは、昨年七月三

日の議論で、本当に必要な場合には、報道

協定などについてお願いするということはあり得

るわけですといふ官房長官の御答弁が昨年ござい

ました。本当に必要な場合において、報道協定な

どについてお願いをすることはあり得るわけです

て、ほかにもいろいろな問題が出てまいります。

○横路委員 そこで、今までのこの委員会の議論の中で、も

う一つ私が気になつてますのは、昨年七月三

日の議論で、本当に必要な場合には、報道

協定などについてお願いするということはあり得

るわけですといふ官房長官の御答弁が昨年ござい

ました。本当に必要な場合において、報道協定な

どについてお願いをすることはあり得るわけです

て、ほかにもいろいろな問題が出てまいります。

○横路委員 そこで、今までのこの委員会の議論の中で、も

う一つ私が気になつてますのは、昨年七月三

日の議論で、本当に必要な場合には、報道

協定などについてお願いするということはあり得

るわけですといふ官房長官の御答弁が昨年ござい

ました。本当に必要な場合において、報道協定な

どについてお願いをすることはあり得るわけです

て、ほかにもいろいろな問題が出てまいります。

○横路委員 そこで、今までのこの委員会の議論の中で、も

う一つ私が気になつてますのは、昨年七月三

日の議論で、本当に必要な場合には、報道

協定などについてお願いするということはあり得

るわけですといふ官房長官の御答弁が昨年ござい

ました。本当に必要な場合において、報道協定な

どについてお願いをすることはあり得るわけです

て、ほかにもいろいろな問題が出てまいります。

○横路委員 そこで、今までのこの委員会の議論の中で、も

う一つ私が気になつてますのは、昨年七月三

日の議論で、本当に必要な場合には、報道

協定などについてお願いするということはあり得

るわけですといふ官房長官の御答弁が昨年ござい

ました。本当に必要な場合において、報道協定な

どについてお願いをすることはあり得るわけです

て、ほかにもいろいろな問題が出てまいります。

○横路委員 そこで、今までのこの委員会の議論の中で、も

う一つ私が気になつてますのは、昨年七月三

日の議論で、本当に必要な場合には、報道

協定などについてお願いするということはあり得

るわけですといふ官房長官の御答弁が昨年ござい

ました。本当に必要な場合において、報道協定な

どについてお願いをすることはあり得るわけです

て、ほかにもいろいろな問題が出てまいります。

○横路委員 そこで、今までのこの委員会の議論の中で、も

う一つ私が気になつてますのは、昨年七月三

日の議論で、本当に必要な場合には、報道

協定などについてお願いするということはあり得

るわけですといふ官房長官の御答弁が昨年ござい

ました。本当に必要な場合において、報道協定な

どについてお願いをすることはあり得るわけです

て、ほかにもいろいろな問題が出てまいります。

○横路委員 そこで、今までのこの委員会の議論の中で、も

う一つ私が気になつてますのは、昨年七月三

日の議論で、本当に必要な場合には、報道

協定などについてお願いするということはあり得

るわけですといふ官房長官の御答弁が昨年ござい

ました。本当に必要な場合において、報道協定な

どについてお願いをすることはあり得るわけです

て、ほかにもいろいろな問題が出てまいります。

○横路委員 そこで、今までのこの委員会の議論の中で、も

う一つ私が気になつてますのは、昨年七月三

日の議論で、本当に必要な場合には、報道

協定などについてお願いするということはあり得

るわけですといふ官房長官の御答弁が昨年ござい

ました。本当に必要な場合において、報道協定な

どについてお願いをすることはあり得るわけです

て、ほかにもいろいろな問題が出てまいります。

○横路委員 そこで、今までのこの委員会の議論の中で、も

う一つ私が気になつてますのは、昨年七月三

日の議論で、本当に必要な場合には、報道

協定などについてお願いするということはあり得

るわけですといふ官房長官の御答弁が昨年ござい

ました。本当に必要な場合において、報道協定な

どについてお願いをすることはあり得るわけです

て、ほかにもいろいろな問題が出てまいります。

○横路委員 そこで、今までのこの委員会の議論の中で、も

う一つ私が気になつてますのは、昨年七月三

日の議論で、本当に必要な場合には、報道

協定などについてお願いするということはあり得

るわけですといふ官房長官の御答弁が昨年ござい

ました。本当に必要な場合において、報道協定な

どについてお願いをすることはあり得るわけです

て、ほかにもいろいろな問題が出てまいります。

○横路委員 そこで、今までのこの委員会

ね。しかし、これは有事の事態で、何か特にこれは放送しないでほしいと、まさにそれが民間放送事業者が心配しているところなわけですね。

やはり報道されるというのは大事なので、報道協定を結んでほしいというように頼むというのではなくて、私は総理大臣がそういう指示をしたは、やはりこれは総理大臣がそういう指示をしたというようしか受けとめられないんじゃないですか。それは、本当に報道の自由という点から考えて、私は問題が多い。結局、報道統制につながっていくんですね、報道協定ということは、ですから、それはやはり報道の自由に対して大変心配があるというように私は思いますけれども、いかがでございますか。

○福田国務大臣 実際にどのような事案でもつて報道協定の必要性が生じるのか、こういうことでありますけれども、この辺については、今後関係当局と報道機関の間で意見交換をしていかなければいけない問題だと思っております。

有事における報道協定についての協議が、今まで開始をされておりません。ですから、その段階においてまたいろいろと考えていくべき問題だと考えております。

○横路委員 民間の放送事業者について、やはり指定公共機関とすることに伴う問題点というのには、これは相當たくさんあるということで、今のお答えを聞いても、心配は膨らむばかりであります。

もう一つ、日本赤十字についてお尋ねをしたいと思うんですけども、日本赤十字は、戦前は、日本赤十字社令で、陸軍大臣や海軍大臣が日本赤に対しても監督上必要な命令を行うことができたんですね。ところが、新しいといいますか、戦後できた法律に関する条約と赤十字国際会議で決められた原則の精神によってのみ行われるということははつきりしているわけであります。

そこで、そういう日本赤に対する原則が指示されるとしましても、その自主性、公平性及び中立性は尊重されなければならないというものがございまして、今後、この個別の法制の整備運用に当たりまして、このことに配慮することは

をするということですね、指示権、実施権を持つということは、日本本来のあり方からいって、これは非常に間違った選択ではないか。日本赤の自主性、中立性というものを侵すことになるのではなかろうか、このように思います。

国会の方でも、質問主意書に対する答弁の中で、だから少し注意しなければいけないというような答弁があるわけですね、運用によって配慮しなければいけないというように書いています

が、基本のこところで、指定公共機関として総理大臣の指示権と実施権のもとに置くということは、日本赤の法律の趣旨からいって、あるいは日本赤という国際的な団体の性格からいって、私はちょっと妥当ではないというように思いますが、いかがでしょうか。

それから、指定公共機関として指定された場合におきまして、指定公共機関にかかる内閣総理大臣の是正のための指示またはみずからの対処措置の実施については、これは日本赤十字社をその対象とすることは想定していない、こういうことでございます。

それから、指定公共機関として指定された場合に、この赤十字社の自主性とか独立性が損なわれるかどうか、こういう問題でありますけれども、日本赤十字社については、日本赤十字社法において、「赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのつとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成すること」を目指すとする」ということとされておりまして、また、「この自主性は、尊重されなければならない」というように記載しております。また、赤十字国際会議で決議されました国際赤十字・赤新月運動の基本原則においては、「赤十字の公平、中立、独立等の原則が定められております。

このため、仮に日本赤十字社が指定公共機関に指定されるとしても、その自主性、公平性及び中立性は尊重されなければならないというものがございまして、今後、この個別の法制の整備運用に当たりまして、このことに配慮することは

当然であると考えております。

○横路委員 ですから、その原則からいって、総理大臣が指示をしたり、あるいは拒否をしたとき実施させるという権限行使はしないということですね、今の御答弁は、それでよろしいんですか。

○福田国務大臣 一言で言えばそういうことでありますけれども、要するに、指示またはみずから実施措置の実施については、日本赤十字社をその対象とは想定していないということです。

○横路委員 それならば、この法律からそこを削除すべきだと思いますよ。法律の指定公共機関の、この二条の五号のところで日本赤を挙げているわけですから。そして、ずっと法律の流れからいって、総理大臣の指示権、実施権に服するということになるわざですから。これは削除したらいかがですか。

○福田国務大臣 事態対処法の十五条に、「別に法律で定めるところにより、」そういう記載がございます。要するに、これは別に法律で定めるわけです。今御審議いただいている法律の中ではこれはまだ決めていないんです。今後の国民の保護法の中で決めていく、こういうことになるわけです。

○横路委員 しかし、やはりおかしいんです。わざわざ法律の中に名前を挙げているわけですからね。

問題は、この指定公共機関について、全体としてもかく枠組みだけ認めてくれ、中身はこれからこの法律が通つた後でやりますよというところに、実は民放関係の人たちの心配もみんな含めてあるわけですよ。ですから、ぜひ、日本赤十字について、戦前と違うんですから、どうも戦前と同じ頭で入れちゃつたんだというように思います

がつきましたよ。ですから、日本赤十字については、戦前と違うんですから、どうも戦前と同じ頭で入れちゃつたんだというように思います

がつきましたよ。ですから、日本赤十字については、戦前と違うんですから、どうも戦前と同じ頭で入れちゃつたんだというように思います

がつきましたよ。ですから、日本赤十字については、戦前と違うんですから、どうも戦前と同じ頭で入れちゃつたんだというように思います

がつきましたよ。ですから、日本赤十字については、戦前と違うんですから、どうも戦前と同じ頭で入れちゃつたんだというように思います

がつきましたよ。ですから、日本赤十字については、戦前と違うんですから、どうも戦前と同じ頭で入れちゃつたんだというように思います

時間がなくなつてしまりましたので、もう一つお尋ねしたいと思いますが、官房長官、輸送機関というのは、例えば日本通運とか、JRとか、航空会社、海運会社ですね、これに対しても例えば指示をするとすれば、船を出せとか、飛行機を出せとか、汽車を出せとか、トラックを出せという話になると思うんですね。これを断つたときに実施させるというのは、これは一体どうやって実施させるんでしょうか。

○横路委員 ですから、指示して断つた場合には、正当な理由なく要請に応じないとさは、この当該運送事業者に対し、運送するよう指示をする、こういうことになつております。

○横路委員 ですから、指示して断つた場合にどうやって実施させるんですかと聞いているんです。

○横路委員 万が一断られた場合には、それ以上の方はございません。

○横路委員 ですから、その指定公共機関に対する実施権というのは、実際これはなかなか、何らかの強制力でもない限りできませんから、そして、官房長官御存じのように、ワイメール憲法下では、憲法の中で、大統領が地方自治体が言うことを聞く実施権というのには、実際これはなかなか、何らかの強制力でもない限りできませんから、そして、

医者さんと看護婦さんを出してほしいと言つて、医者さんと看護婦さんを出してほしいと言つて、断つたときには、どうやって実施させるのか。

ですから、この実施させるという権限、災害対策基本法では指示権なんですが、指示なんですね。

大体、普通は指示でおさまる話でして、総理大臣がその強権をもつて実施させるといったって、実際させようがないわけですから、そうすると、させようがないのにどうやってやるのかとということなんで、ですから、どうやってやるんですかとお尋ねすれば、それは実質的にはできませんというお答えなんで、実質的にできることを規定する

のはおかしいんじゃないかと思いますよ。だから、

実施権は削除したらどうですか。

○福田国務大臣 これは、指示をすることはできる、指示はします。しかし、断られたときにはそれをどうしてもしなきやいけない、そういう義務は発生しない、そういうことなんですよ。で

すから、そういう意味において、例えば内閣総理大臣が考えたものをすべてやらせるということはできない、あくまでも国民の協力を得なければできることなんだ、こういう趣旨でございます。

○横路委員 ですから、そういう規定を残しておることが問題だと思うんですよ。

先ほど官房長官、いろいろとお答えされました。やはり、民主主義国家におけるこういう事態の中で、私は、この規定の持つているちょっと心配は、物すごい強権的な総理大臣が出てきたか、あるいは物すごい弱い総理大臣が出てきたときが心配なんですね。こういう権限が対策本部長に与えられている。そうしたら、実施権を強権を使ってやるというような人があらわれてくる可能性が、それは今はそういう心配がなくても、可能性があるようないふうにしておくことが必要じゃないかというふうに私は思いますが、官房長官、いかがですか。

○福田国務大臣 私の先ほどの答弁で、義務はない、こう申し上げた。これは間違いで、義務はあるけれども、しかし強制はできない、こういう仕組みでございます。内閣総理大臣が指示をする、それに対して、国民としての義務は発生する、しかし、強制をするまでの指示はできない、こういふことがあります。

○横路委員 時間が来ましたので、これで終わりますけれども、実は、指定公共機関に対する協力は、例えば戦闘地域に対し武器などを輸送するというようなこと、あるいは今回、警戒区域とか立ち入り制限区域という概念が出てきましたよね、そういうところとの関連がどうなるかとか、ちょっとまだ議論されていない問題がございまし

て、それはこれからの課題だ、問題がたくさんあるということを御指摘して、時間が参りましたので、私の質問を終わります。

○鳩山委員長 次に、桑原豊君。

○桑原委員 私は、対処基本方針、第九条に関連をしてお伺いしたいと思います。

まず、対処法案の第九条第一項になりますが、「武力攻撃事態等に至ったときは、」云々と、こうあるわけですが、ます、この武力攻撃事態というものを認定するのはどこなのか。いろいろな条文がいろいろなことを類推させますけれども、具体的に規定してある条文が、明確なものがないわけですね。認定するのはどこなんですか。

○福田国務大臣 この法案におきましては、武力攻撃事態の認定につきましては、対処基本方針に記載することとしておりまして、この対処基本方針は、内閣総理大臣の諮問を受けて安全保障会議が審議をした後に内閣が閣議において決定する、こういうことになっております。

なお、対処基本方針は、閣議で決定した後に、直ちに国会の承認を認めなければならない、こういう仕組みになっております。

○桑原委員 ですから、武力攻撃事態というふうに認定をして対処基本方針をつくるのか、対処基本方針ができる、そこで武力攻撃事態というものが認定をされたことになるのか、どういうことなんですか。

○福田国務大臣 対処基本方針に定める事項として、これは第九条に書いてございますが、「武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態である」との認識」ということの認定」ということでありますので、対処基本方針が認められたということにおいて、この認定が完了するというふうに考えるべきではないかと思ひます。

○桑原委員 それでは、要するに対処基本方針が閣議決定された段階で認定した、こういうことになるわけですか。

○福田国務大臣 内閣として方針を決めるといふ、そういう意味において、そこで決まった基本

方針の中に含まれる認定事項ですね。その認定は閣議で、最終的に内閣の方針で決まる、こういうことですから、閣議決定ということであると思います。

○桑原委員 もう一度確認しますが、認定をしてお伺いします。

まず、対処基本方針の一つの項目にするということはなしに、認定そのものが対処基本方針の決定によって認定ということになる、そういう解釈でよろしいですか。もう一回確認させてください。

○福田国務大臣 ですから、一言で言えば、閣議で対処基本方針を決定するわけです。それで、対処基本方針の中に認定がある、こういう考え方であります。

○桑原委員 ちょっと、私の今までの自分勝手に考えていました解釈と違っていますね。私は、認定があつて、そしてそれを対処基本方針として決定していくというのかなと思っていましたけれども、そうじやないんですね、それでは。わかりました。

それは、引き続いて、それにのつとつてお伺いしたいと思いますが、この認定のことが、今おっしゃられましたように、対処基本方針に定める事項の一つとして、「武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定」、こういう項目が入るわけですね。

そうしますと、私は、我が党の修正要求の中に、こういうふうに認定をしたこととに至った判断根拠そのものをぜひ明らかに加えていただきたい、こ

ういうふうに求めておるわけです。それは、もちろんいろいろな理由があるわけですから、国会自体が、本当に武力攻撃事態が、いろいろな角度から考えてみて日本に対するそういう事態なんだ、こういうふうに認定し得るそういう内容をや

り備えていなければならぬと私は思うんです。

○桑原委員 それでは、要するに対処基本方針が閣議決定された段階で認定した、こういうことになるわけですか。

○福田国務大臣 内閣として方針を決めるといふ、そういう意味において、そこで決まった基本

あつて、その状況に合わせて判断せざるを得ないというような内容ですから、これは定義をあらかじめはつきりさせておくと、いうことが非常に難しい問題なんですね、お答えにも今まであつたよう

に。 そうであるなら、なおさら、対処基本方針に盛り込む内容の中には、与党側の修正協議の中では、それを認めるに至った事実だけは載せますよといいます。

○桑原委員 もう一度確認しますが、認定をしてお伺いします。

まず、対処基本方針の一つの項目にするといふことはなしに、認定そのものが対処基本方針の決定によって認定ということになる、そういう解釈でよろしいですか。もう一回確認させてください。

○福田国務大臣 ですから、一言で言えば、閣議で対処基本方針を決定するわけです。それで、対

処基本方針の中に認定がある、こういう考え方であります。

○桑原委員 ちょっと、私の今までの自分勝手に考えていました解釈と違っていますね。私は、認定があつて、そしてそれを対処基本方針として決定しているというのかなと思っていましたけれども、そうじやないんですね、それでは。わかりました。

それは、引き続いて、それにのつとつてお伺いしたいと思いますが、この認定のことが、今おっしゃられましたように、対処基本方針に定める事

項の一つとして、「武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定」、こういう項目が入るわけですね。

そうしますと、私は、我が党の修正要求の中に、

こういうふうに認定をしたこととに至った判断根拠そのものをぜひ明らかに加えていただきたい、こ

ういうふうに求めておるわけです。それは、もちろんいろいろな理由があるわけですから、国会自体が、本当に武力攻撃事態が、いろいろな角

度から考えてみて日本に対するそういう事態なんだ、こういうふうに認定し得るそういう内容をや

り備えていなければならぬと私は思うんです。

○桑原委員 それでは、要するに対処基本方針が閣議決定された段階で認定した、こういうことに

なるわけですか。

○桑原委員 それは、提案をされた国会が、そういう認定に至った判断の根拠を、ちゃんとわかり得る程度の、そういう情勢をちゃんと報告する、そういう意味ですか。

そうすると、我々が修正要求しているような認定の判断の根拠というのは、ちゃんと明示すればいいんじゃないですか。

○福田国務大臣 ですから、ただいま申し上げたことを繰り返しますけれども、事態の認定に至る情報、これについても可能な範囲でお示しをすることを考えております。

○桑原委員 何か押したり引いたりの話でなければ、そこまでおっしゃるのなら、だから私が申し上げているように、認定に至った判断の根拠、そういうものを明示して、規定をしておけば、あいまいなことではなくて、ちゃんとそうなるのではないかというふうに思うんですが、与党、どうですか。

○中谷委員 ただいま官房長官がお答えしたところ、認定に至る事実についてはお知らせすると同時に、この事実についても記載するとお話をありました。

法の修正等につきましては、現在、政黨間で行われておりますけれども、この対処基本方針の事態の認定について、政府は判断した事実に基づいて認定するわけでありまして、その事実をこの法律に書けるかどうか、政黨間でよく協議をしてまいりたいと思つております。

○桑原委員 私は、事実だけじゃダメだと。その事実をこういう判断に基づいて武力攻撃事態として認定したんだ。その事実をこういう判断で認定したんだと、そういうふうな認定の根拠を、判断の根拠をちゃんと報告するべきだ、そうしないと国会はわからない。

特に、例えば武力攻撃事態でミサイルが飛んできた、こういう事実であれば、それはもうその事実をもつてしてすべてを語るということになるわけですけれども、おそれであるとか、あるいは予測事態であるとかということになれば、皆さんの

最初の回答にもあったように、主観的な要素が入って、いろいろなことがあるんだというふうな書き方までしているくらい、やはり問題なのはそこなんですよ。

おそれや予測のときには本当にきちっとした判断をして、この事態を認定したのかどうかというところが問われるわけですから、それはいかなる場合でも判断の根拠はちゃんと示すべきだ、そのためには、やはりそのことを判断の根拠として示す

という、そういう内容をこの条文の中に明記すべきだ。私はこういうふうに思うんです。ですから、事実だけじゃなしに、判断の根拠をどうかと、こう聞いているわけです。

○福田国務大臣 これも先ほど申し上げたんだけれども、国民の協力を得なければいけない、また国会の承認を得なきゃいけない、こういうことがあります。ですから、当然のことながら、そういう事態に至ったという事実関係、そして、その情勢の説明、そういうことをお示ししなければいけないわけですね。そういうものを総称して根拠があります。ですから、大変ない

いう事態に至ったというふうに思つたから、それが、要は、国民の皆さんによくわかるように申し上げてもいいんではないかといふふうに思つています。

○桑原委員 修正協議は今続けられておりましたので、今の御答弁からすると、私は、判断の根拠としてそういうふうに法律の中で明示をすべきだと思います。

○桑原委員 修訂協議は直ちに閣議決定した、そして直ちに対応しなきやならぬと、ある意味じや、国会の承認を受ける前に実施

可能になるわけですね、具体的には、国会の承認を直ちに受けるという、この直ちに認を受けなきやならぬというぐらいの直ちに直ちに対応しなきやならぬと、ある意味じや、国会の承認を受ける前に実施

可能になるわけですね、具体的には、この直ちに認を受けなきやならぬといふふうに思つてます。

○桑原委員 修訂協議は直ちに閣議決定したので、その御答弁からすると、私は、判断の根拠としてそういうふうに法律の中で明示をすべきだ

定められたこととなるものでございますので、各

対処措置については、その時点以降ということです。それぞれの関係法令に規定する要件等に従つて実施されるということでございます。閣議決定以降ということです。

○桑原委員 閣議決定があれば、そのことをもつて直ちに実施可能になると。これは、対処基本方針決定の公示のときとか、そういうことじやないですね。閣議決定ということでおろしいわけ

ですね。閣議決定時です。決定されたらということです。それで、あとはそれぞれの関係法令に規定する要件に従つてということでござります。

○桑原委員 そこでひとつ、閣議決定後直ちに対処措置が実施可能になるということですから、対処基本方針は直ちに国会の承認を受けなきやならぬということです。そこで、あとはそれの関係法令に規定する要件に従つてということでござります。

○桑原委員 修訂協議は今直ちに閣議決定したので、その御答弁からすると、私は、判断の根拠として直ちに対応しなきやならぬと、ある意味じや、国会の承認を受ける前に実施

可能になるわけですね、具体的には、この直ちに認を受けなきやならぬといふふうに思つてます。

○桑原委員 修訂協議は直ちに閣議決定したので、その御答弁からすると、私は、判断の根拠として直ちに対応しなきやならぬといふふうに思つてます。

○桑原委員 修訂協議は直ちに閣議決定したので、その御答弁からすると、私は、判断の根拠として直ちに対応しなきやならぬといふふうに思つてます。

○桑原委員 修訂協議は直ちに閣議決定したので、その御答弁からすると、私は、判断の根拠として直ちに対応しなきやならぬといふふうに思つてます。

○桑原委員 修訂協議は直ちに閣議決定したので、その御答弁からすると、私は、判断の根拠として直ちに対応しなきやならぬといふふうに思つてます。

○桑原委員 修訂協議は直ちに閣議決定したので、その御答弁からすると、私は、判断の根拠として直ちに対応しなきやならぬといふふうに思つてます。

○桑原委員 修訂協議は直ちに閣議決定したので、その御答弁からすると、私は、判断の根拠として直ちに対応しなきやならぬといふふうに思つてます。

出動を命ずる、こういうようなことは可能なんですか。

事態が起きた、そして、そのことを防衛事態と認定するかどうかということは閣議の決定で決まるわけですが、事態が起きた段階で、閣議決定する前に、対処基本方針を決める前に、防衛出動を命ずるようなことがあり得るんですか、この法律では。

○福田国務大臣 対処基本方針は閣議で決定するということですが、これは必要なことでございます。自衛隊法第七十六条に基づく自衛隊の防衛出動の事前承認を得なければならぬということがござります。

○桑原委員 対処基本方針が決定されなければ、自衛隊の出動はあり得ない、こういうことです。

○桑原委員 私もそのとおりだと思うんですが、事態の認定ということははつきり明示をされていないのですから、私はいろいろなことを考えたことがあります。

○桑原委員 というのは、先ほど、私はちょっと間違つて解釈をしていたと言いましたように、事態の認定が既にあって、その後、対処基本方針を閣議で決定する。今お聞きした限りでは、対処基本方針の中で事態の認定もあわせて行う、認定するんだと違うふうに思つてます。

○桑原委員 というのは、先ほど、私はちょっと間違つて解釈をしていたと言いましたように、事態の認定が既にあって、その後、対処基本方針を閣議で決定する。今お聞きした限りでは、対処基本方針の中で事態の認定もあわせて行う、認定するんだと違うふうに思つてます。

○桑原委員 これは、先ほど事態認定ということをして対処基本方針の中には重要な対処措置というか。

○福田国務大臣 直ちにという意味を申し上げたい、こういうふうに思います。

○桑原委員 それと、もう一つお聞きしますが、対処基本方針は閣議でもって決定をされたと、そのことによつて事態の認定ということが決定されたと、そして対処基本方針の中には重要な対処措置といふふうに思つてます。

○桑原委員 私は、先ほど事態認定ということでお聞きしました。

○桑原委員 少し自分の考え方方が間違つて解釈をしておつたん

福祉で制限がある意味ではされざるを得ないものと、平時であろうが有事であろうが考え方には違はない、いわゆる憲法が定める公共の福祉、そういう概念を適用して保障していく基本的人権というものと、おのずから私は分かれていくようになります。そうなれば、この基本的人権の部分については、高度の公共の福祉で制約されざるものとそうでないものをちゃんと分ける必要があるんじゃないんじやないですか。また、なかつたらわからないんじやないです。まだ、

ことではないんだ、平時であろうが有事であろうが、公共の福祉という基本的な考え方の中で制約はあり得ても、その扱いは違わないんだ、こういうふうに答えられているわけですよね。

だから、そういうことはちゃんと明示すべきじゃないんですか。高度の公共の福祉でいろいろな制限をされることはあるけれども、これは違うんだ、こう言つていいわけですね。だったら、それは私は、違うというふうに明示をすべきなのが当たり前であって、そこら辺、憲法の一般的な

え方にのつとつたものでございまして、この同項の規定は、武力攻撃事態において憲法に定められている事柄を尊重する旨の規定として適切な規定であるというように考えております。

○桑原委員 今おっしゃられた回答では、一体この武力攻撃事態で国民の基本的人権がどうなるのかということがほとんどはつきりしない。憲法の同義反復だけで終わつた、そういう内容であるといふふうに私は断ぜざるを得ません。

以上で終わります。

るわけですから、この「高度の公共の福祉」と、いわゆる憲法に言っている「公共の福祉」、この違いで、どういう違いがあるのかということをまずお聞きしたいと思います。

どうなんですか。  
○福田国務大臣 先ほど、私が高度の公共福祉と言つて、高度という言葉をなぜつけたか、こういうことです。

公共の福祉だけでの有事の際に基本的人権は保障されますよという、そんな理屈だけでは割り切れない、そういうものがあるからいろいろ議論しているわけでして、そのことをちゃんと区分けを

○鳩山委員長 次に、樋高剛君。  
○樋高委員 自由党の樋高剛でございます。きよ  
うも質疑の時間をいただきましてありがとうございました。  
いました。

○福田國務大臣 私が答弁をした昨年の七月二十日、その説明の中で「高度の公共の福祉」という表現を用いておりました。その表現は、「国及び国民の安全を保つ」ということの重要性を強調する、そういう意味合いでございまして、憲法の公共の福祉の概念と異なるものではございません。

これは、法的な意味はないんですよ。法的な意味はなくして、要するに、公共といつても、先ほど申し上げましたように、一番基本的なところについての公共性、こういうふうなことで言つた、それを意味する、それを表現するために言つた言葉でありまして、全く憲法の公共の福祉、こういう意味と変わりません。

して官房長官が答えられているのに、なぜそれがこの法文の中できちつと明示をされないのか、私はそれが不思議でしようがないんですけれども、どうなんですか。

○福田国務大臣　日本国憲法は国の最高法規でございます。憲法に規定されている事柄については、國家がそれを遵守しなければならないというのは、これは当然のことございまして、法律にお

まず、自由党提出の二本の基本法、つまり安全保障基本法案並びに非常事態対処基本法案、これは、今まであいまいにしてきたいわゆる憲法解釈を確定する、そして、国でどのように、つまりいかにして平和と安全を守っていくのかということの基本方針を明示する。明らかにする、文書にするということであることが前回の議論でもわかつたわけであります。

○桑原委員いや、「高度の」と、こういう表現を加えられているわけですから、国民の安全とか国の問題とかいうものは公共の福祉の中でも高度なんだ、そういうことなんでしょう。全く憲法で言う「公共の福祉」と同じだということではないんじゃないですか。どうなんですか。

○福田国務大臣 内容的には同じもの、ただ、国及び国民の安全を保つという、公共性といつても最高度の公共性というような、そういう意味合いで申し上げたものでございます。

際にどうするかということ、具体的な問題にならりますけれども、国民の自由と権利の制限の具体的な内容については、この武力攻撃事態対処法三条四項に規定する基本理念にのつとり、今後整備する事態対処法制において個別具体的に定めるところとなる、こういったことでござります。したがいまして、その内容は個別の対処措置の内容と密接な関係を有するものでございまして、それをあらかじめ事態対処法案の中で一般的に定めておくということは、これは今現在困難である

いて同様の内容の事柄に関する規定をあえて設ける必要はないと考えております。

しかしながら、一般論として申し上げれば、立法の手法として、憲法に定められている事柄を尊重する旨の規定を法律に設けるということも、これはあり得るものと考えております。

政府案では、第三条第四項において、「武力攻撃事態への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならず、これに制限が加えられる場合は、その制限は武力

そこで、私、考えまするに、この有事関連の法律案、政府案と自由党案を比較いたしまして、根本的な、本質的なところをちょっと指摘しておきたいのでありますけれども、自由党案は、二本は基本法案である、それに対して政府案はいわゆる個別の普通の法律案でありますけれども、この自由党案提出者に御所見を伺いますが、いかがでしようか。

○桑原委員 その御回答と、いわゆる高度の公共の福祉とということであれば、ある意味じやいわゆる公共の福祉以上にいろいろな場面で基本的な人権が制限をされる、あり得る、私はそういう論理につながつていくんではないかと思ふんですけれども、どうでしようか。

○桑原委員 確かにそうなんですが、そういう中  
にあつても、官房長官は、例えば思想、信条の自  
由ですとか、あるいは表現の自由、あるいは宗教、  
信仰の自由 そいつた精神的な自由権について  
は、これはもう平時であろうが有事であろうが、  
有事だから特別な事情で違う考え方をするという  
と考えております。

攻撃事態に対処するため必要最小限のものであり、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。」こういうふうに明記してございます。武力攻撃事態への対処と国民の自由及び権利との関係に関する基本理念をそのように述べておるところでございます。

おり基本法でございまして、国民の生命なり財産なり自由を初めとするいろいろな権利、そういうものの、あるいはまた場合によつては文化といったようなもののも守るために、国家としては最大のそいつた責任があるという認識の上で、今回法律を出させていただいております。

法令がたくさんあるわけですけれども、そういうものは非常事態の折にはそれぞれしっかりと対応をしなければならないという必要が当然ありますけれども、これまでの責任ある政府側の態度として、こういった安全保障、非常事態に対する対応が、割と恣意的な解釈によつてなされたというような経過があるのではないか。あるいはまた、あいまいなまま、原理原則がないままに、なし崩し的にそういうことが対応されてきたというような嫌いもあるということで、私たちは、国がどうやって国民の平和と安全を守るかといつたようなものの基本的な方針を定めておく必要があるということで、今回の基本法を提出させていただいております。

この基本法は、書いてありますとおり、武力攻撃のみならず、最近いろいろと関心を持たれていて、テロの問題、また、近年非常に大規模な災害が発生しておりますように、自然灾害に対する対応、こういった各種いろいろな非常事態に対してもしっかりと対応できるような、そういう基本的な体制を図っていく必要があるというふうに考えております。

非常事態へのそういう対処に関する関係法令の中では、ですから、我々が今提案しておりますこの基本法というのは、最も上位に位置づけられるべきそいつた基本法であるというふうに思っております。

しかし、具体的な、いろいろなところの個別法との絡み、そういう対応については別途法律で規定するところも当然あるわけでございますけれども、すき間のないそういう危機管理体制といふものをしっかりと整備していくべきなというふうに考えております。

そういう観点からすると、今回提案されおります政府案の考え方は、割と武力攻撃事態に対する対応に限定されたようなところがございますし、また、事態が起つてから対応をとるといった、いわば事後的な体制づくりにとどまっているのではないか。そういう感じも受けております。

そういった面では、我々の案は、非常事態対処会議とか、あるいは基本方針等をあらかじめ定めておくという面では、平時の段階からそういう体制づくり、いろいろな基本的な考え方を示しておきたいという中でこの法律ができ上がつております。

また、国民の生命財産、いろいろなところの権利、そういうものしっかりと守っていくと憲法で保障されている基本的人権というものをしっかりと保障していく、守っていくということに資するような格好にしていきたい、そのように考えておる次第でございます。

○都築議員 この自由党の安全保障基本法でありますけれども、今答弁もありましたけれども、基本法ということで、法律の立て方がちょっと違っているということのようでありますけれども、いわゆるこの安全保障基本法の中に、自由党の安全保障に関する基本的な考え方というのが盛り込まれている、そういう理解でよろしくうございます

でしようか。

○都築議員 お答えいたします。

安全保障の基本的な考え方について、自由党はどういったものを持って、そしてまた、それを法案の中など書いているのか、こういう御指摘でございます。

今回提出をさせていただきましたこの安全保障基本法案、第一条の「目的」から第二条「基本理念」、そして第三条の「自衛権の発動としての武力の行使」、第四条が「重大緊急事態への自衛隊の対処」、そのほか「防衛力の整備」とか「アメリカ合衆国との防衛協力」あるいはまた国連の平和協力、こういった主要な事項について書かせていただいておるわけでございます。

私ども自由党が從来から議員の間で議論をしてまいりました、そもそもの発端は、小沢一郎自由党党首、以前、自民党の幹事長時代に湾岸危機へ

が、その当時の基本的な認識といったものがやはり一番背景にあるというふうに私自身、個人的には考えております。

現実に、例えば今のこの戦後、もうこれで八年が経過しようとしておるわけでありますが、第二次世界大戦終了後、東西冷戦という状況の中で、日本が独立国家として自立をし、そしてまた

平和を維持し、さらに経済を発展させ、国民が十分物を食べて、そしてまた満足のいく洋服を着て、雨漏りのしない家に住むようにするにはどうするのかということを当時の指導者たちは真剣に考えて、そしてまた一方で、第二次世界大戦のときの戦争は嫌だという率直な思いを国政の中で議論を交わしながら、今日までかじ取りをしてきたらうと思うわけであります。

ただ、その後、実際には、一九八九年のベルリンの壁の崩壊以後、急速に東欧諸国の崩壊、社会主義体制の崩壊といったものが進展をし、一九九一年には最終的にソ連邦が崩壊してロシアの独立国家共同体に変わっていく、そういう状況の中で実は湾岸戦争が起つたわけであります。

本当に、戦後の発展の中で大変な豊かさといつたものを生活のレベルでは実現するようになり、一方でまた情報化といったものも大変急速に進展をし、そして交通手段も大変便利になつた。そうすると、人的交流とか経済的交流とか文化的交流といったものが世界各国本当に緊密になつていく中で、果たして一国だけで本当に一国の平和を維持、守ることができるのかという問題と、また逆に、一国だけで国際社会の紛争といったものを收拾することができるのかというふうなことを考えたときに、これほど緊密な国際協力がさまざま分野で行われている今日の世界情勢を考えたときにはやつてはいけないのか、どこまで行つてはいけないのか、こういったことをはつきりさせる

ことがあります。そこで、そういう危険な傘を持つておる立場で、それが梅雨どきの安保騒動があつたころには、凶器準備集合罪の一つの要件として、そういう危険な傘を持つておられた時期もあつたこと自体が諸外国からいろいろな不信を招く、そういう思いもあるわけであります。

そういうふうな表現をさせていただきました。いざというときに切れ傘で、実際にばらばらと雨が降つてきたときに役に立たないんじやないか、こういう問題。

同時に、切れ傘というのは、実は傘としての機能を持たないので、金属としての柄と骨を持つておる立場で、それが梅雨どきの安保騒動があつたころには、凶器準備集合罪の一つの要件として、そういう危険な傘を持つておられた時期もあつたこと自体が諸外国からいろいろな不信を招く、そういう思いもあるわけであります。

川提案者が説明したと同じように、今まで政府の憲法解釈の中では、安全保障の問題については特になし崩し的に、あるいはまた恣意的な解釈の中でどんどん事態は進展をしてしまつた、それ

に対するまた不信感といったものもあります。そういうものを払拭する意味で、むしろ自衛隊の行動原則を確立し、内外に明らかにする。

同時に、安全保障の本当に中核となる国の防衛と国際の平和、安全の維持に関する国際協力について、もっと積極的に貢献をしていくという姿勢といったものを明確に打ち出していくことが何よりも今大切なではないか、そんなふうに考えておりまして、そういう趣旨で、各項目に本当に基本的な項目を列挙、記述をさせていただいております。

実際には、基本法でございますから、実際の施行という段階になりましたときには、それぞれ関連のまた法案あるいはまた政令、そういった体制の整備をして実行していく、こういうことになりますが、こんなふうに考えております。

○樋高委員 御丁重な説明、ありがとうございます。

安全保障基本法第四条であります。「重大緊急事態への自衛隊の対処」という文言がありますけれども、「前条第一項に規定する場合のほか、國及び國民の安全に重大な影響を及ぼすおそれがある緊急事態が発生した場合において、一般の警察隊が公共の秩序の維持に当たるものとする。」

このことと、「重大緊急事態への自衛隊の対処」ということで書かれておりますが、この趣旨を御説明いただきたいと思います。

○都築議員 簡明に申し上げたいと思いますが、自衛隊が公共の秩序の維持に当たるものとする。

事柄の性質上、少しつまびらかに御説明を申し上げることになるかもしませんが、お許しをいただいて。

今委員御指摘のように、この安全保障基本法の第三条におきましては、「我が国に対し直接の武力攻撃があつた場合及び我が国周辺の地域においてそのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれがある事態が生じた場合」に

ができる旨を定めております。

○樋高委員 具体例を踏まえてのわかりよい説明、ありがとうございます。

次に、自由党の非常事態対処基本法案につきま

してお尋ねをいたしたいと思います。

四条では、このような自衛権が発動される事態以外の事態でありますと、國民の生命、自由、財産あるいはまた國家社会そのものが重大な影響を受けるようなそういう事態、例えばニューヨークの九・一一テロのような事態とか、さまざまなものも想定をされてございまして、そういうふうなことでは、実際、一般の警察力をもつても対応できないということであれば、自衛隊が警察力を補充して公共の秩序の維持に当たることを定めるというふうなことになります。

実際には、現在の自衛隊法におきましても、自衛隊が警察力を補充する仕組みとして、自衛隊法の七十八条において命令による治安出動、あるいは八十二条の海上警備行動、こういったものが規定をされておるわけでございます。

○樋高委員 お答えをいたします。

非常事態対処基本法案の第二条に、今ほどお話を

のようすに、定義について記述がござりますけれども、直接侵略または間接侵略、それからテロリスト等による大規模な攻撃、そしてまた大規模な自然災害または騒乱等ということと、その「等」という中で、我々は、今委員が質問されたようなそういうことも想定した事態を考えておりますし、そういうことは対象になり得るというふうに思っております。

しかし、こういう事態が発生した場合の程度の問題といいますか、國民の生命財産等に対する影響度合い、あるいはまた國民生活に対する影響の度合いといふものを当然判断しなければならないというふうに思っております。これは、こういった国民の生命身体もしくは財産に対する重大な被害の程度でござりますし、また、國民生活との関連性が非常に高い物資とかあるいはまた國民経済上重要な物資が欠乏するといったような事態が発生した場合でも、当然、國民経済に大変重大な影響がござります。

こういったことを想定しますと、やはり通常の危機管理体制によつては適切に対処し切れれない事態ということになるわけでございまして、それは

その段階で、今ほど委員がおっしゃったような大

量の難民の発生なり流入という事態、その時点

これが非常事態かどうかという判断は、当然必要にならうかというふうに考えております。

○樋高委員 「非常事態の布告」そして「国会への報告」、第六条そして第七条に関して伺いたい

と思います。

既存の緊急的な事態の布告の制度といたしまし

ては、例えば警察法第七十一条いわゆる緊急事

態の布告、あるいは災害対策基本法の第一百五十五条

非常事態の定義というのは、前回、提案者にお尋ねいたしまして御説明いただきましたけれども、では具体的に、例えば大量の難民が発生、流されども、自由党案で言つております「非常事態の布告」というのは、一体どのようになるんでしようか。

○一川議員 非常事態においては、強いリーダー

シップがまず当然必要になつてくるだろうという認識に立つております。そのため、迅速かつ的確な事態に対する收拾ということを考え、みた場合には、総理大臣のもとに権限を集中しなければならないだろうというふうに考えております。

そういう点で、我々は、国会の原則事前承認を得て非常事態の布告を宣言するというふうに思っております。

別途法律に定めるところにより、内閣総理大臣への権限の集中、それから緊急的な措置が必要とされた場合の政令の制定のそういう許容といつたよ

うなこと、それからまた非常事態対処会議の始動といった効果がその布告をもつて始まるというふうに考えております。

○樋高委員 では、非常事態の布告をおきまして、国会というのはどういった関与が具体的に行われるのでしょうか。

○一川議員 内閣にいろいろと権限を集中するといふ面での、ある面での非常な心配もまたなされ

るわけですけれども、我々は、国会における不断のチェックというものは大変重要であるというふうにも考えております。

先ほど言いましたように、布告の前には、当然、あらかじめ国会の承認を得るということにいたし

ておりますし、これは国会の議決でもつて、非常事態の布告を廃止するというような議決がなされ

た場合でも、それに従つて直ちに廃止するということにもなつてゐるわけでござりますけれども、

国会の承認を得た後も、その間、我々は、約二カ月ぐらい、六十日間ぐらいで定期的に国会にその

事態を報告するということが必要だというふうに考えております。

そういう面では、国会の関与が十二分に確保されたような内容で我々は今回の基本法を策定いたしているところでございます。

一度対処基本方針がつくられて、それが国会の議決で承認されてしまつた後は、国会の議決、つまり国民の関与によつて途中で廃止することはで

○福田国務大臣 法案におきましては、対処措置を実施する必要がなくなつたと認めるときは、対処措置も、それはなぜなんでしょうか。

処基本方針を廃止する閣議決定を行う旨を定めております。武力攻撃事態が終了し、一連の対処措置の必要がなくなれば、閣議決定により、対処基

本方針を速やかに廃止するということになつております。

る重要な事項等を定めるという対外基本方針の性格にかんがみ、政府の責任において策定、変更、廃止を行うこととしているものでござります。

しかしながら、仮に対処措置を実施することをやめるべきだという国会の意思が議院の議決等により明示されれば、政府としてこれを尊重して対

○樋高委員 尊重は当然なんですけれども、尊重だけでありまして、いわゆる国会の議決によつて応するということは当然のことです。

途中で廃止は必ずしもなされない」ということが明らかになつたわけであります。自由党案はそれに對しまして、この有事法案の大きな違いの一つで

ありますけれども、自由党案では、一たん出した非常事態の布告を国会の議決によつて廃止できるというふうにしてあります。

では、いかなる場合に非常事態の布告の廃止が行われるんでしょうか。

非常事態の布告はあらかじめ国会の承認を得るわけでございますけれども、この廃止の場合にも基本的な考え方を整理させていただいております。

思ひますけれども、まず、非常事態の布告の必要性がなくなつたときには当然それを廃止しなきやならないというふうに思つておりますし、それから国会が非常事態の布告の廃止を議決した場合、それはまた直ちに廃止をするということにいたしております。そしてまた、特に緊急の必要性がある場合には国会の事前承認はなかなかとれないということでの対応をしなければならないケースも出てくるわけですけれども、その後国会の承認を求めて、それがなかなか承認されなかつたといった場合でも、そういう議決があればそれを受けて直ちに当該布告を廃止するという形にいたしております。

以上です。

○樋高委員 自由党案では、国会、つまり国民の関与がしつかり担保されているということのようあります。

非常事態が布告された場合、内閣に一方で権限が集中するのではないか、集中する仕組みだとは思いますけれども、一方で内閣の暴走をしつかり抑える仕組みも同時に講じられているという理解でよろしくござります。

○一川議員 このところも先ほどの答弁とちょっと重複するかと思いますけれども、非常事態のそういう布告はいろいろなもろもろの事態に対処するために内閣総理大臣のもとに権限を集中するということを一つの目的といたしております。しかし、それは必要最小限にとどめるという中で、国会での不斷のチェックが必要だということにいたしております。

先ほど説明しましたように、事前の承認を原則いたしておりますし、そしてその後、国会の譲り合いでそれを廃止すべしというような議決がなされれば、それに従つて直ちに廃止をするということになります。しかしながら、それは暴走は許さないといふのが廃止されるまでの間、定期的にそれを国会に報告するということにもいたしているわけでござりますので、我々としては、内閣に権限は集中されますけれども、それは暴走は許さないといふ

○樋高委員 わかりました。ありがとうございます。  
す。 うことで、常に国会の場でそれをチエックしてま  
いりたい、そのように考えております。

次に、第十条、一条、十二条の関係であります。すけれども、非常事態対処会議であります。

めておく、それでいざというときに備えておく。それと同時に、いわゆる戦時内閣と申しましようか、非常事態対処会議というのをあらかじめ決めておくということになりますけれども、その役割、

そしてその会議のメンバーにつきまして御説明をいただきたいと思います。

でござりますけれども、非常事態というのは、いつ、どこで、どの程度のものが起こるかということは予見しがたい難しい面が当然あるわけでござ

いますけれども、しかし国家としては、やはり平時からその事態を想定して、基本方針をあらかじめ定めておくということも非常に重要であるとい

うことにいたしております。

から内閣の中に組織しておくという必要性がある  
というふうに考えております。具体的には、非常  
事態対処会議というものは、その布告が発せられ

た場合において、内閣があらかじめ定めた基本方針に従いまして、その方針の決定に関するこ<sup>ト</sup>を当然そこで審議していただきますし、それからま

た、国及び地方公共団体が非常事態への対処のために実施する措置の総合調整、そういうふうなことについてもそこに詰っていくということです

の、いわば非常事態対処についての実質的な司令塔的な役割を果たしていくというふうにならうかと思うんです。

そういうふたメンバーとしては、内閣総理大臣が議長を務めるわけでございますけれども、内閣法第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣、それと外務大臣、財務大臣それから内閣官房

○橋高委員 ありがとうございます。  
それでは最後に、自由党案につきましての特徴を披瀝していただきたいと思います。

○一川議員 今までいろいろ答弁もさせていただきましたけれども、今回の非常事態対処基本法案というのは、基本的には、非常事態の対象とするその範囲というものは、今日、武力に関するような侵略等に限らず、最近特にいろいろ関心が持たれている大規模なテロの問題、また近年非常に方々で発生している大規模な自然災害に対する対応、その他いろいろな経済的な問題も含めたそういう騒乱等に対する対応も含めて、非常事態に対する、対象の範囲を幅広く持ちながら、それに対する基本的な理念なり、また非常事態に対する布告のそいつた手続、基本方針それから非常事態対処会議といった、あらかじめ平時のうちにそういったものを政府が責任を持って対応していく、しかもそれは常に国会のチェックを経ながら手続を踏んでいくというのを我々は特色としているというふうに考えております。

以上です。

○橋高委員 時間ですので終わります。ありがとうございました。

○鳩山委員長 次に、児玉健次君。

○児玉委員 日本共産党の児玉健次です。

最初に福田長官伺います。

昨日、我が党の赤嶺議員は、武力攻撃が予測されるに至った事態、予測事態における米軍支援措置として武器弾薬の提供ができるのかどうか、このことについて質問しました。政府は、米軍支援の具体的な内容は法案成立後に事態対処法の整備の中で検討する、こういふ答弁の繰り返しでしか



のことについて議論をしてきているんです。

そこで、官房長官、お立ちのようだから、武力攻撃事態と認定した場合と予測事態と認定した場合とで米軍に対する支援の違いは、この法案では何ら書き分けられていません。そのことをお認めになりますか。

○福田国務大臣 要するに、具体的な内容については今後整備する法制において定めるということになつておりますので、その段階で具体的な規定をしていくわけでございますけれども、今現在の法案では同じ内容になつております。

○児玉委員 きのう石破長官は、この法案はプログラム法だというふうに言わされましたね。であればなおさら、この後、個別法案にもしななたちが委任するんだとすれば、今私が述べたようなケースにおける米軍支援の基本構造、基本内容を決めておかなければ、プログラム法たり得ないじゃないですか、どうですか。

○石破国務大臣 そこまでいきますと、もうプログラム法ではなくて、実際にその内容まで個別に規定したということになります。プログラム法の

プログラム法たるゆえんは、当然のこととございましておかなれば、プログラム法たり得ないではないですか、どうですか。

○児玉委員 きのう石破長官は、この法案はプログラム法だというふうに言わされましたね。であればなおさら、この後、個別法案にもしななたちが委任するんだとすれば、今私が述べたような

ケースにおける米軍支援の基本構造、基本内容を決めておかなければ、プログラム法たり得ないじゃないですか、どうですか。

○石破国務大臣 そこまでいきますと、もうプログラム法ではなくて、実際にその内容まで個別に規定したということになります。プログラム法の

プログラム法たるゆえんは、当然のこととございましておかなれば、プログラム法たり得ないではないですか、どうですか。

○児玉委員 きのう石破長官は、この法案はプログラム法だというふうに言わされましたね。であればなおさら、この後、個別法案にもしななたちが委任するんだとすれば、今私が述べたような

ことは、憲法の枠内において、そして起こつていい事象に従つて当然決められるべきものでござります。

○児玉委員 予測事態は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生していない状況ですね。その点になつておりますので、そこでの段階で具体的な規定をしていくわけでござりますけれども、今現在の法案では同じ内容になつております。

今、お答えになつた中身で、周辺事態とおつしやつたから、私はそのことに関連して具体的に言いましょう。そこで、対米支援ですよ。

周辺事態法では、支援内容において、武器弾薬の提供はしない、きのう赤嶺議員が別表その他で示したとおりです。次に、支援行動を行う場所に

ついで、戦闘行為が行われる場所では行わない。

そこで、言いたいのは、武力行使と一体化しないためにあなたたちがこれまで設定してきた歯どめをなぜこの法案で具体的に示さないんですか。

○児玉委員 答えてください。

○石破国務大臣 それは当然のことです。

○石破国務大臣 それは、周辺事態法といふものの性質が違うわけでござります。

○石破国務大臣 それは、この武力攻撃事態におきましても米軍が絡む。つまり、周辺事態法というのは、日米安保条約の効果的な運用に資するためという文言がございます。これはもう日米安全保障条約と

いうものとセットといいますか、そういう形できておる法律でござります。しかしながら、今回

の場合に、アメリカが出動する場合もございま

しょですが、そうではない場合も決して排除はされないということなんだろうと思っております、それはそれぞれが判断をすることで。まずそういうことは考えられませんが。

○石破国務大臣 そうした場合は、全く同じような規定をこの法

律に置かねばならないのかといえば、私はそう思つております。政府として今まで考えてまいりました解釈というものを変更するということ

は、当然ないわけありますし、そういう二つの

法律が併存するということ自体があり得ないこと

は、思つております。したがいまして、

○児玉委員 まだと思っております。

○児玉委員 対米支援の問題ですから、川口外務大臣の意見を聞きましょう。

それで、おつしやつているのは、周辺事態法、要するに、例えばどこか近くの国で戦闘行為があるということがたまたま我が国にとっては予測事態であるということであるというような事態を

おつしやつていらしゃるというふうに思いますけれども、それは、その場合は周辺事態法によつて我が国は後方支援を行つてございまして、

そのときには、先ほど防衛廳長官がおつしやつたように、一体化をしないことでやつていくということです。

○児玉委員 いただくのが適切かと思います。

○石破国務大臣 つかなかみ合つた議論になりましたね。二つの法

案ではそういう形であなたたち流の一定の歯どめをかけていた。今度のものについていえば、一切それがない。明らかにこれは、このままの状態で

それがない。明らかにこれは、このままの状態で法案の審議を続けることはできませんね。

○石破国務大臣 私は、政府が今述べたあれこれの問題ではない、いわゆる予測事態における米軍支援の具体的な内容と枠組みについて政府の見解を提出していただきたいと思います。

○石破国務大臣 きのうのあの武器弾薬の供給の問題も含めて、私は、政府が今述べたあれこれの問題ではない、いわゆる予測事態における米軍支援の具体的な内

容と枠組みについて政府の見解を提出していただ

きたい。どうですか。

○川口国務大臣 私にとおつしやられましたので、その見解でないところ、前のところについてお答えをさせていただきたいと思います。

○児玉委員 そこで、指定公共機関の問題について若干伺いたいと思います。

○児玉委員 防衛廳長官に伺います。

○児玉委員 防衛施設庁は、二〇〇〇年八月二十三日に、J

AL、ANA、JAS、この三社に対して、米国行わ

れておりません。それは、何が決められるかという

防省の、民間機による人員輸送の実施と品質管理、

普通、米軍輸送資格と言われていますけれども、その資格の取得を要請したと私は承知しています。防衛庁長官にその事実を確認したい。

○石破国務大臣 輸送手段の選択肢を広げ、輸送日程に柔軟性を持たせたいという考え方を私どもは持っています。そういうような考え方に基づきまして、防衛庁いたしましては、十二年八月から九月にかけまして、ANA、JAL、JASに対しまして、米軍事輸送に必要なアメリカ国防省の認可の取得を依頼いたしました。三社からの回答というものは、まだ得られておりませんけれども、今後とも認可の取得を継続して検討していただきたい、このように考えておるところでございます。

○児玉委員 この米軍輸送資格というのは、米軍による立入検査、事故一件について最低二千万ドルの補償、二年ごとの資格更新など、関係航空会社の乗務員の間に強い不安と危惧があつて、民航三社は要請に応じていない。これは当然のことです。

そこで聞きますけれども、小泉首相は、昨年四月二十六日の本会議で、指定公共機関について、「その業務の武力攻撃事態への対処との関連性などを踏まえ、当該機関の意見も聞きつつ、総合的に判断する」、こう答えた。ところが、五月九日衆議院外務委員会で、政府は、民間航空事業者の指定公共機関への指定について検討したい、こういふうに表明をしている。そのことで民間航空業者の意見を聞いたかどうか。聞いたかどうかを答えてください。

○石破国務大臣 説明会を行いまして、私どもの方から考え方を説明させていただいております。○児玉委員 どういう表明がありましたか、その説明会に対して。

○石破国務大臣 私どもから説明を申し上げまして、それをそれぞれ三社お持ち帰りになりまして、これから考え方を説明させていただいている状況だと承知をいたしております。

○児玉委員 一九九年に周辺事態法が成立した際、

航空経営者で構成される定期航空協会は三つの原則について政府に求めていますね。一つは航空法に抵触しないこと、二つは運航の安全性が確保されること、三つは関係国から敵視されないこと、

こういう三原則を明確に示している。

そこで私は聞きたいんですが、民間航空各社が、アメリカ合衆国軍隊が武力攻撃を排除するために実施する物品、施設、役務の提供その他の措置、先ほどから言っている二条の六のイの(2)ですね、この際、何を、どこからどこへ、だれが運ぶのか、

このことが問題になります。

だれというのは、もし指定されればその航空会社のパイロットその他になるでしょうから、この点は明らかです。何が、どこからどこへ、周辺事

態法の別表一では、「輸送」のところに、「人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供」となつていて、備考三で明確に「公海及びその上空で行われる輸送を除き」と、結局、公海及びその上空で行われる輸送が明らかに含まれているんですね。

そこで聞きたいんだけれども、航空業者がもし指定された場合に、米本土から第三地点に物を運ぶことがあり得るかどうか、答えてください。

○石破国務大臣 いかなるものを指定公共機関とするかということにつきましては、先ほど来御答弁申し上げておりますとおり、今後、個別具体的に定めることに相なります。必要な法制につきましては、この法案が成立をいたしました後に、この法案に示されました枠組みに従いまして、事態

の対処法として整備することになるわけでござります。その際に、それぞれ検討しなければならないことになる、そういう方針でございます。

○児玉委員 これは仮定のことを言っているんじゃないですよ。

そこで聞きたいんだけれども、航空業者がもし指定された場合に、米本土から第三地点に物を運ぶことがあり得るかどうか、答えてください。

○石破国務大臣 いかなるものを指定公共機関とするかということにつきましては、先ほど来御答弁申し上げておりますとおり、今後、個別具体的に定めることに相なります。必要な法制につきましては、この法案が成立をいたしました後に、この法案に示されました枠組みに従いまして、事態

の対処法として整備することになるわけでござります。その際に、それぞれ検討しなければならないことになる、そういう方針でございます。

○児玉委員 これは仮定のことを言っているんじゃないですよ。

そこで聞きたいんだけれども、航空業者がもし指定された場合に、米本土から第三地点に物を運ぶことがあり得るかどうか、答えてください。

○石破国務大臣 いかなるものを指定公共機関とするかということにつきましては、先ほど来御答弁申し上げておりますとおり、今後、個別具体的に定めることに相なります。必要な法制につきましては、この法案が成立をいたしました後に、この法案に示されました枠組みに従いまして、事態

の対処法として整備することになるわけでござります。その際に、それぞれ検討しなければならないことになる、そういう方針でございます。

○児玉委員 これは仮定のことを言っているんじゃないですよ。

そこで聞きたいんだけれども、航空業者がもし指定された場合に、米本土から第三地点に物を運ぶことがあり得るかどうか、答えてください。

○石破国務大臣 いかなるものを指定公共機関とするかということにつきましては、先ほど来御答弁申し上げておりますとおり、今後、個別具体的に定めることに相なります。必要な法制につきましては、この法案が成立をいたしました後に、この法案に示されました枠組みに従いまして、事態

の対処法として整備することになるわけでござります。その際に、それぞれ検討しなければならないことになる、そういう方針でございます。

米本土からの輸送ではないでしようね、そういう言って確かめているんですね。そして、テロ特のとき、テロ特の別表一では、海外に

今退席されたけれども、福田さんと私との間では、米軍と協議をする、弾薬はどうだ、同じと考えて結構です。こういうふうに答えているんです。この法案ではそれらが全く示されていないですね。

○石破国務大臣 できますかと言われて、できま

せんと私がお答えするべきものでもないだろう、このまままで審議できますか、長官。

○児玉委員 どちらにしては、速やかに審議をお願いし、御

委員会の冒頭にお願いをしたとおりでございま

す。

これからそれぞれ個別の場合を判断することに

なるだろうと思つております。

○石破国務大臣 これがややこしいところですね。武力行使との一体化ということもあつてはならない。ただ、私は、日本の平和と独立を守るということのために何が我々できるんだろうかということ。そしてそれの、例えば航空三社なら航空三社といふものに、そういう観点からでも、何がお願いができるだろうかといふことは、これから個別具体的に議論をするといふことなのだというふうに考えております。

○平岡議員 武力攻撃事態対処法については、我々の考え方では、武力攻撃事態という具体的な事態における対処のあり方について具体的なスケームを定めるという中で、国とか地方公共団体あるいは指定公共機関というそれぞれの主体がどういうことを行っていくのかということについての具体的な法的効果を定めていくということになつてゐるというふうに理解しています。

○児玉委員 その仕組みというのは、基本的には、他の緊急事態に対処するための法令、例えば災害対策基本法、あるいは原子力災害対策特別措置法と同じような仕組みとして我々は考えているということでござりますけれども、一方、我々が示している緊急事態対処のための基本法案については、緊急事

態への対処についての原理原則となる事項を定めることで考えておりますので、特定の主体

律にはなつていなかつて、この基本法

です。

委員長、最後に一つ民主党にお尋ねをしたいん

です。

民主党は、ことしの四月十四日お出しになつた文書の中で、政府が前提としている冷戦時代以前の大規模着上陸型侵攻事態の可能性は低い、この

ようになさつてます。これは国会審議を皆さん

がやはり一定限度お受けとめになつたことだと思

うんです。

そこで聞きたいんですが、有事法案で、海外に

おいて自衛隊と米軍の共同作戦を行う可能性、こ

れは貴党の審議の中からも明らかになつて

いる。

もちろん、私たちはそれを明らかにしました。そ

の際、広範な国民をこの武力攻撃事態に、共同作

戦に動員していくこととなるのが指定公共機関で

あります。貴党の基本法案において指定公共機関は設定されおりません。修正案では、指定公共機関か

ら放送の事業を除くとしつつ、指定公共機関に関

する法律案の構造はそのまま容認されていると私

は理解します。その理由をお示しください、終

わりたいと思います。

○平岡議員 その仕組みというのは、基本的には、他の緊急

事態に対処するための法令、例えば災害対策基本

法、あるいは原子力災害対策特別措置法と同じよ

うな仕組みとして我々は考えているということです。

民主党政権は、ことしの四月十四日お出しになつた文書の中で、政府が前提としている冷戦時代以前の大規模着上陸型侵攻事態の可能性は低い、この

ようになさつてます。これは国会審議を皆さん

がやはり一定限度お受けとめになつたことだと思

うんです。

そこで聞きたいんですが、有事法案で、海外に

おいて自衛隊と米軍の共同作戦を行う可能性、こ

れは貴党の審議の中からも明らかになつて

いる。

もちろん、私たちはそれを明らかにしました。そ

の際、広範な国民をこの武力攻撃事態に、共同作

戦に動員していくこととなるのが指定公共機関で

あります。貴党の基本法案において指定公共機関は設定されおりません。修正案では、指定公共機関か

ら放送の事業を除くとしつつ、指定公共機関に関

する法律案の構造はそのまま容認されていると私

は理解します。その理由をお示しください、終

わりたいと思います。

○平岡議員 その仕組みというのは、基本的には、他の緊急

事態に対処するための法令、例えば災害対策基本

法、あるいは原子力災害対策特別措置法と同じよ

うな仕組みとして我々は考えているということです。

民主党政権は、ことしの四月十四日お出しになつた文書の中で、政府が前提としている冷戦時代以前の大規模着上陸型侵攻事態の可能性は低い、この

ようになさつてます。これは国会審議を皆さん

がやはり一定限度お受けとめになつたことだと思

うんです。

そこで聞きたいんですが、有事法案で、海外に

おいて自衛隊と米軍の共同作戦を行う可能性、こ

れは貴党の審議の中からも明らかになつて

いる。

もちろん、私たちはそれを明らかにしました。そ

の際、広範な国民をこの武力攻撃事態に、共同作

戦に動員していくこととなるのが指定公共機関で

あります。貴党の基本法案において指定公共機関は設定されおりません。修正案では、指定公共機関か

ら放送の事業を除くとしつつ、指定公共機関に関

する法律案の構造はそのまま容認されていると私

は理解します。その理由をお示しください、終

わりたいと思います。

○平岡議員 その仕組みというのは、基本的には、他の緊急

事態に対処するための法令、例えば災害対策基本

法、あるいは原子力災害対策特別措置法と同じよ

うな仕組みとして我々は考えているということです。

民主党政権は、ことしの四月十四日お出しになつた文書の中で、政府が前提としている冷戦時代以前の大規模着上陸型侵攻事態の可能性は低い、この

ようになさつてます。これは国会審議を皆さん

がやはり一定限度お受けとめになつたことだと思

うんです。

そこで聞きたいんですが、有事法案で、海外に

おいて自衛隊と米軍の共同作戦を行う可能性、こ

れは貴党の審議の中からも明らかになつて

いる。

もちろん、私たちはそれを明らかにしました。そ

の際、広範な国民をこの武力攻撃事態に、共同作

戦に動員していくこととなるのが指定公共機関で

あります。貴党の基本法案において指定公共機関は設定されおりません。修正案では、指定公共機関か

ら放送の事業を除くとしつつ、指定公共機関に関

する法律案の構造はそのまま容認されていると私

は理解します。その理由をお示しください、終

わりたいと思います。

○平岡議員 その仕組みというのは、基本的には、他の緊急

事態に対処するための法令、例えば災害対策基本

法、あるいは原子力災害対策特別措置法と同じよ

うな仕組みとして我々は考えているということです。

民主党政権は、ことしの四月十四日お出しになつた文書の中で、政府が前提としている冷戦時代以前の大規模着上陸型侵攻事態の可能性は低い、この

ようになさつてます。これは国会審議を皆さん

がやはり一定限度お受けとめになつたことだと思

うんです。

そこで聞きたいんですが、有事法案で、海外に

おいて自衛隊と米軍の共同作戦を行う可能性、こ

れは貴党の審議の中からも明らかになつて

いる。

もちろん、私たちはそれを明らかにしました。そ

の際、広範な国民をこの武力攻撃事態に、共同作

戦に動員していくこととなるのが指定公共機関で

あります。貴党の基本法案において指定公共機関は設定されおりません。修正案では、指定公共機関か

ら放送の事業を除くとしつつ、指定公共機関に関

する法律案の構造はそのまま容認されていると私

は理解します。その理由をお示しください、終

わりたいと思います。

○平岡議員 その仕組みというのは、基本的には、他の緊急

事態に対処するための法令、例えば災害対策基本

法、あるいは原子力災害対策特別措置法と同じよ

うな仕組みとして我々は考えているということです。

民主党政権は、ことしの四月十四日お出しになつた文書の中で、政府が前提としている冷戦時代以前の大規模着上陸型侵攻事態の可能性は低い、この

ようになさつてます。これは国会審議を皆さん

がやはり一定限度お受けとめになつたことだと思

うんです。

そこで聞きたいんですが、有事法案で、海外に

おいて自衛隊と米軍の共同作戦を行う可能性、こ

れは貴党の審議の中からも明らかになつて

いる。

もちろん、私たちはそれを明らかにしました。そ

の際、広範な国民をこの武力攻撃事態に、共同作

戦に動員していくこととなるのが指定公共機関で

あります。貴党の基本法案において指定公共機関は設定されおりません。修正案では、指定公共機関か

ら放送の事業を除くとしつつ、指定公共機関に関

する法律案の構造はそのまま容認されていると私

は理解します。その理由をお示しください、終

わりたいと思います。

○平岡議員 その仕組みというのは、基本的には、他の緊急

事態に対処するための法令、例えば災害対策基本

法、あるいは原子力災害対策特別措置法と同じよ

うな仕組みとして我々は考えているということです。

民主党政権は、ことしの四月十四日お出しになつた文書の中で、政府が前提としている冷戦時代以前の大規模着上陸型侵攻事態の可能性は低い、この

ようになさつてます。これは国会審議を皆さん

がやはり一定限度お受けとめになつたことだと思

うんです。

そこで聞きたいんですが、有事法案で、海外に

おいて自衛隊と米軍の共同作戦を行う可能性、こ

れは貴党の審議の中からも明らかになつて

いる。

もちろん、私たちはそれを明らかにしました。そ

の際、広範な国民をこの武力攻撃事態に、共同作

戦に動員していくこととなるのが指定公共機関で

あります。貴党の基本法案において指定公共機関は設定されおりません。修正案では、指定公共機関か

ら放送の事業を除くとしつつ、指定公共機関に関

する法律案の構造はそのまま容認されていると私

は理解します。その理由をお示しください、終

わりたいと思います。

○平岡議員 その仕組みというのは、基本的には、他の緊急

事態に対処するための法令、例えば災害対策基本

法、あるいは原子力災害対策特別措置法と同じよ

うな仕組みとして我々は考えているということです。

民主党政権は、ことしの四月十四日お出しになつた文書の中で、政府が前提としている冷戦時代以前の大規模着上陸型侵攻事態の可能性は低い、この

ようになさつてます。これは国会審議を皆さん

がやはり一定限度お受けとめになつたことだと思

うんです。

そこで聞きたいんですが、有事法案で、海外に

おいて自衛隊と米軍の共同作戦を行う可能性、こ

れは貴党の審議の中からも明らかになつて

いる。

もちろん、私たちはそれを明らかにしました。そ

の際、広範な国民をこの武力攻撃事態に、共同作

戦に動員していくこととなるのが指定公共機関で

あります。貴党の基本法案において指定公共機関は設定されおりません。修正案では、指定公共機関か

ら放送の事業を除くとしつつ、指定公共機関に関

する法律案の構造はそのまま容認されていると私

は理解します。その理由をお示しください、終



います。

兵隊さんと一緒にいれば大丈夫だということは、本土へ向かう船が、本土に逃げる船がたくさん沈められちやつたということはあります、あのときには、沖縄の県民の方々が、米軍が上陸してくる南部の方にいらっしゃつた。時の島田県知事というの非常に立派な県知事であります。しかし、それは米軍が来ない北部の方に逃げなさいよと島田知事が本当に一生懸命、誠心誠意やられたということは別に、そういう議論があるのだと思うのです。

そして、数限りなくあるというふうに委員御指摘になりました。米軍の戦略爆撃報告というものは委員も御存じなんだろうと思います。つまり、例えばドイツと日本と比べてみた場合に、ドイツに落ちた爆弾の量と日本に落ちた爆弾の量を比較してみたら、ドイツは日本の十倍の爆弾の量が落ちた、しかし死んだ人の数は、十分の一の爆弾しか落ちなかつた日本がドイツの九割もの死人を出している。これはどういうことなんだろかといふ詳細な分析、こんなに厚い本でございます。そこに書かれているのは、官僚の権限争い。では内務省がやるのか陸軍省がやるのか、そういう官僚の権限争いがあつた、迅速な判断がなされなかつた、それによって多くの犠牲を出したというふうに、終戦の年にアメリカのその戦略爆撃報告というのは出ております。

そういたしますと、私どもは、まさしくさきの大戦で民間人が多く死んだということを繰り返さないために、どうやって避難させるか、誘導を行なうか。それは先ほど来、昨日来ずっと御議論がりますように、二年以内にだめだ、一年以内だといふお話をございました。そして、今久間提出者から御答弁がありまつたように、整備本部というものをつけ、いろいろな方々の御意見を聞きながら、迅速に、責任を持って、総合的に権限を持つて行うということになつております。

それは、整備本部の設置、そしてまた二年以内

というものが、これから先それぞれの修正の中です、沖縄の県民の方々が、米軍が上陸してくる南部の方にいらっしゃつた。時の島田県知事というの非常に立派な県知事であります。しかし、それは米軍が来ない北部の方に逃げなさいよと島田知事が本当に一生懸命、誠心誠意やられたということは別に、そういう議論があるのだと思うのです。

そして、数限りなくあるというふうに委員御指摘になりました。米軍の戦略爆撃報告というものは委員も御存じなんだろうと思います。つまり、例えばドイツと日本と比べてみた場合に、ドイツに落ちた爆弾の量と日本に落ちた爆弾の量を比較してみたら、ドイツは日本の十倍の爆弾の量が落ちた、しかし死んだ人の数は、十分の一の爆弾しか落ちなかつた日本がドイツの九割もの死人を出している。これはどういうことなんだろかといふ詳細な分析、こんなに厚い本でございます。そこに書かれているのは、官僚の権限争い。では内務省がやるのか陸軍省がやるのか、そういう官僚の権限争いがあつた、迅速な判断がなされなかつた、それによって多くの犠牲を出したというふうに、終戦の年にアメリカのその戦略爆撃報告というのは出ております。

そういたしますと、私どもは、まさしくさきの大戦で民間人が多く死んだということを繰り返さないために、どうやって避難させるか、誘導を行なうか。それは先ほど来、昨日来ずっと御議論がりますように、二年以内にだめだ、一年以内だといふお話をございました。そして、今久間提出者から御答弁がありまつたように、整備本部というものをつけ、いろいろな方々の御意見を聞きながら、迅速に、責任を持って、総合的に権限を持つて行うということになつております。

すように、近年のそういう有事というものは民間人が多く犠牲になるということが特徴なわけでござりますね。昔は本当に、中世なぞというものは王様と王様の戦争ですから、民間人が死ぬなんてことは絶対になかつた。それから第一次世界大戦になつて民間人が死ぬようになり、二次大戦があり、朝鮮動乱があつて、そしてベトナム戦争に至つてはもう民間人の方が圧倒的にたくさん死ぬといふことになつておるわけです。だから、現在の戦争というのは本当に、軍人さんにも死傷者は出ますが、民間人が圧倒的に多いというのが今の戦争なのだろうと思つています。

次に、政府が示しました「国民の保護のための法制について」、その中にはこのように書いております。「収用その他の処分を受け、又は総合調整若しくは指示に従つた結果不測の損失を受けた者に対し、通常生ずべき損害を補償」、あるいは協力した住民又は医療を提供した医療関係者が死亡又は負傷等したときは、「損害を補償」、こういうふうな内容が書かれております。

戦闘そのものの任務とする自衛隊のさきに指摘をしました行動によつては、国民は保護されるどころか、逆に一層多大な被害をこうむりかねない、こういう危険性があります。そうなると、この国民保護法制が文字どおり保護法制たり得るのかといふ指摘をしなければならないんですが、その点について長官の答弁を聞きたい。

今回の法制には入つておりませんけれども、自衛隊の件もこれあり、将来、武力攻撃事態における国民の被害の扱いについて検討が進められると思います、その際、検討されるべきことだと思つて、これは昨年の四月に杉浦外務副大臣が安保委で答弁した内容であります。

そこで、大臣に聞きたいのですが、この件について具体的にどのような検討がなされておるので

○川口國務大臣 杉浦副大臣が当時御答弁をなされたことについては承知をしておりますけれども、具体的に国民の武力攻撃事態があつたときにどのような被害が生じるかということについては、まさに個別具体的な判断が必要であると思ひます。

こういつた被害に対する補償の問題につきましては、武力攻撃事態が実際にあつたときに、その終了後の復興施策のあり方の一環として政府全体で検討をすべきものであるというふうに考えております。

○重野委員 川口大臣は、昨年五月のこの特別委員会におきまして、駐留米軍は、一般国際法上、我が国の国内法令を尊重する義務があると言ひ、武力攻撃事態における米軍の行動が国民の基本的な人権を不当に侵害するということは考え方であります。

しかし、この間、イラクであり、アフガンであ

り、そういう地域で起つた現実は川口大臣が言つておられるよう生易しいものではないと私は受けとめております。国際連合、国連憲章や国際人道法に従つて行動しているか否かという問い合わせを、やはり否定的な現実がある、このように思つてはいけません。

○重野委員 川口大臣は、昨年五月のこの特別委員会におきまして、駐留米軍は、一般国際法上、我が国の国内法令を尊重する義務があると言ひ、武力攻撃事態における米軍の行動が国民の基本的な人権を不当に侵害するということは考え方であります。

しかし、この間、イラクであり、アフガンであ

り、そういう地域で起つた現実は川口大臣が言つておられるよう生易しいものではないと私は受けとめております。国際連合、国連憲章や国際人道法に従つて行動しているか否かという問い合わせを、やはり否定的な現実がある、このように思つてはいけません。

○川口國務大臣 昨年の五月に今委員がおつしやつたような答弁をさせていただきましたことについては、私も記憶をしておりますけれども、認識については、いろいろ人さまざまであると思ひます。

いますが、私は、この前申し上げたようなことで、米国としては、一般国際法上、我が国の国内法を尊重する義務がございますし、それから、武力攻撃事態においても、安保条約ですとか国連憲章ですとか国際人道法ですとか、そういうった国際法に従つて行動をするということになると思いますので、昨年五月に申し上げたのと引き続き同じような考え方をいたしておりまして、米国が国際法に従つて行動するであろうということについて疑念を持つております。

○重野委員 今、私が後段に具体的に申し上げました内容についても、大臣、そういう認識は持っていない、そういう実際に起こっている現実を認めないと、そのことです。

○川口国務大臣 どこの場合に、あるいはどの場合に米国が行つたことが国際法に違反をしているかという具体的なことでお話をしないといけないかなと思いますけれども、おっしゃったようなアンタナモの例等においても、米国は国際法につつて行つてているというふうに言つておりますし、そのように思つております。

○重野委員 川口大臣と認識の違いというか、現実を直視しようとしている人の認識の違いと言つべきか、これは議論のそれ違い、ここでやめます。いずれにいたしましても、これまでの答弁、政府の答弁ですね、本当に保護法制を制定しようとするとなるならば、それを支える与党の側は、先ほど説明がありましたように、国民保護法制整備本部までつくり、こういうふうに言つておられるわけですけれども、自衛隊はもちろん米軍も含めて、戦闘による国民の損害補償は言うまでもなく、米軍に対する我々国民の側から見た国民の側の権利をしっかりと保障する、いいですか、米軍と我々国民との間において、そういう法制もはつきり書くべきだ、私はこのように思います。

その点については、内閣府、それから外務大臣、防衛庁長官、それぞれ聞きたいと思います。

○増田政府参考人 お答えいたします。

私どもが今国民保護法制の中で損失の補償とし

て触れなければならぬと考へておりますのは、先生が先ほどお触れになりました、まさに収用その他の处分を受けたり総合調整等の結果出てきた不測の損失につきまして損失を補償するという規定は必要だろうと思つております。

他方、先生が今お触れになりました、自衛隊また米軍の行動、戦闘そのものによるいわゆる被害の問題、その前に、敵の攻撃に基づく被害をどうするかという問題があるわけでござりますけれども、それらにつきましては、そもそも敵による武力攻撃というものがどのような規模でどのくらいの期間継続するものなのか事前に予測することは非常に困難でありますし、したがつて、かかる攻撃による国民の被害についても、どのくらいの大きさのものになるのかあらかじめ想定をしておくことは困難であると考えております。また、武力攻撃事態において國力がどの程度消耗するかも事態それぞれによつて大きく異なると考えております。

したがいまして、こうした前提のもとで、いわゆる、よく言われます戦災補償について法律であらかじめ定めておくことは極めて困難ではないかと考えておりますし、私どもとしては、まさに個別具体的な判断が必要という考え方には立つておるところであります。

こういった考え方に基づきまして、このような問題につきましては、武力攻撃事態終了後の復興施策のあり方の一環として、政府全体として検討していくべきものだ、このように考へておるところでございます。

○重野委員 ちょっともう一つ重要な質問がありますので、防衛庁長官と外務大臣、今の内閣府の答弁で結構ですから。

そこで、最後に、川口外相と防衛庁長官に聞きたいことがあります。アメリカの前の国防次官補のナイさんが、いわゆるナイ報告を出しました。

これは非常に重要な報告になつておるわけですが、いわゆる日米安保条約の再定義ですね。それに基づく周辺事態法の制定、そして一昨年の九・一契機とするテロ特措法、そして今武力攻撃事態法、私がずっと書き抜いてきました、一九九五年から二〇〇三年まで九年間の間にどどつてこの種の法律ができてきています。毎年

が、いわゆる日米安保条約の再定義ですね。それに基づく周辺事態法の制定、そして一昨年の九・一契機とするテロ特措法、そして今武力攻撃事態法、私がずっと書き抜いてきました、一九九五年から二〇〇三年まで九年間の間にどどつてこの種の法律ができてきています。毎年

アーリカは、京都議定書は無視する、国際刑事裁判所の創設についても無視をする、ABM条約も無視、指を折つても六つの国際法あるいは国際合意に全然無関心を表している。そういうアメリカとの間に、この間にこれほど重要な協力するための法律をつくつていった。私は非常にこういう流れに心配しておりますが、お二方の憲法観について聞かせてください。

○川口国務大臣 我が國の憲法は平和と安定という観点から非常に重要なものであると思っておりますし、先ほど委員がおっしゃられた一連の法律でございますけれども、それは、我が國が平和と安定、安全を確保して、そしてそういう意味で、国際的にも平和と安全の確保という意味で貢献をするという観点から、重要な法律であったと思ひます。まさにその憲法の考え方、これにのつとつたものであるというふうに私は考えております。

○石破国務大臣 PKO法にいたしましても、周辺事態法にいたしましても、テロ特措法にいたしましても、憲法との整合というものを本当に精いっぱい考えてつくるべく法律だというふうに私は考えております。したがつて、憲法の趣旨に反したものでも何でもございません。

ジョセフ・ナイ氏が言つておりますナイ・ニアシアチブというものをどう評価するかということについては、いろいろな議論があるだろうと思ひます。瓶のふた論とか、いろいろな議論があります。しかし、私どもは、憲法の範囲内で、日本として国際的な責務というものをどうやって果たす

かということを最大限に考へていく責任があるの

だろうというふうに、私は考へております。

○鳩山委員長 次回は、公報をもつてお知らせす

ることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十三分散会

残念であります、時間が来ました。

以上で終わります。

○重野委員 納得できる答弁をいただけないのが

かと、このままではございません。

○鳩山委員長 次回は、公報をもつてお知らせす

ることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十三分散会

残念であります、時間が来ました。

○重野委員 納得